

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月17日

【会社名】 株式会社中央経済社

【英訳名】 CHUOKEIZAI-SHA, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 憲 央

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田神保町1丁目31番地2

【電話番号】 (03)3293-3371(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員常務 杉原 茂 樹

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田神保町1丁目31番地2

【電話番号】 (03)3293-3371(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 宮崎 勝 子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成27年10月20日開催の取締役会において、平成27年12月中旬に開催予定の定時株主総会決議による承認及び必要に応じた所管官公庁の許認可等が得られることを条件として、平成28年1月1日を効力発生日（予定）として、会社分割（吸収分割）の方式により持株会社体制へ移行することを決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき臨時報告書を提出いたしました。

今般、当社は、平成27年11月16日開催の取締役会において、平成27年12月17日に開催予定の定時株主総会決議による承認及び必要に応じた所管官公庁の許認可等が得られることを条件として、平成28年1月1日を効力発生日（予定）とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結することを決議し、未定であった事項について決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

- (1) 本件分割準備会社2社に関する事項
- (3) 吸収分割の内容
- (4) 吸収分割に係る割当ての内容の算出根拠
- (5) 吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

3 【訂正内容】

2「報告内容」について、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所は、下線を付して表示しております。

（訂正前）

(1) 本件分割準備会社2社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社中央経済社分割準備会社 (平成27年11月上旬設立予定)	株式会社中央経済グループパブリッシング 分割準備会社 (平成27年11月上旬設立予定)
本店の所在地	東京都千代田区神田神保町1丁目31番地2	東京都千代田区神田神保町1丁目31番地2
代表者の氏名	代表取締役社長 山本 継	代表取締役社長 山本 憲央
資本金の額	100百万円	100百万円
純資産の額	200百万円	200百万円
総資産の額	200百万円	200百万円
事業の内容	編集関連事業等 (ただし、吸収分割の効力発生日までは事業を行いません。)	販売・校正・製作関連事業等 (ただし、吸収分割の効力発生日までは事業を行いません。)

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
平成27年11月上旬に設立予定であるため、確定した事業年度はありません。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

	株式会社中央経済社分割準備会社	株式会社中央経済グループパブリッシング分割準備会社
資本関係	当社の100%出資の子会社として設立される予定です。	当社の100%出資の子会社として設立される予定です。
人的関係	当社の取締役が、代表取締役を兼務する予定です。	当社の取締役が、代表取締役を兼務する予定です。
取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(3) 吸収分割の内容

吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とする会社分割（吸収分割）により、当社が営む編集関連事業等、販売・校正・製作関連事業等を、当社が100%出資する本件分割会社2社を吸収分割承継会社として、それぞれ承継させる予定です。

吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数
未定です。

吸収分割の日程

本件分割準備会社2社設立承認取締役会	平成27年10月20日
本件分割準備会社2社の設立	平成27年11月上旬（予定）
吸収分割契約承認取締役会	平成27年11月中旬（予定）
吸収分割契約の締結	平成27年11月中旬（予定）
吸収分割契約承認時株主総会	平成27年12月中旬（予定）
吸収分割の効力発生日	平成28年1月1日（予定）

その他の吸収分割の内容

未定です。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算出根拠

未定です。

(5) 吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社中央経済社分割準備会社 平成28年1月1日付で、「株式会社中央経済社」に商号変更予定
本店の所在地	東京都千代田区神田神保町
代表者の氏名	代表取締役社長 山本 継（予定）
資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	編集関連事業等

商号	株式会社中央経済グループパブリッシング分割準備会社 平成28年1月1日付で、「株式会社中央経済グループパブリッシング」に商号変更予定
所在地	東京都千代田区神田神保町
代表者の氏名	代表取締役社長 山本 憲央（予定）
資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	販売・校正・製作関連事業等

（訂正後）

（1）本件分割準備会社2社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社中央経済社分割準備会社 (平成27年11月2日設立)	株式会社中央経済グループパブリッシング 分割準備会社 (平成27年11月2日設立)
本店の所在地	東京都千代田区神田神保町1丁目31番地2	東京都千代田区神田神保町1丁目31番地2
代表者の氏名	代表取締役社長 山本 継	代表取締役社長 山本 憲央
資本金の額	100百万円	100百万円
純資産の額	100百万円	100百万円
総資産の額	100百万円	100百万円
事業の内容	編集関連事業等 (ただし、吸収分割の効力発生日までは事業を行いません。)	販売・校正・製作関連事業等 (ただし、吸収分割の効力発生日までは事業を行いません。)

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

平成27年11月2日に設立しており、確定した事業年度はありません。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

	株式会社中央経済社分割準備会社	株式会社中央経済グループパブリッシング 分割準備会社
資本関係	当社の完全子会社であります。	当社の完全子会社であります。
人的関係	当社の取締役が、代表取締役を兼務しております。	当社の取締役が、代表取締役を兼務しております。
取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(3) 吸収分割の内容

吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とする会社分割（吸収分割）により、編集関連事業等に関する権利義務を株式会社中央経済社分割準備会社に、販売・校正・製作関連事業等に関する権利義務を株式会社中央経済グループパブリッシング分割準備会社に承継させます。

吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数
当該吸収分割に際して株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

吸収分割の日程

本件分割準備会社2社設立承認取締役会	平成27年10月20日
本件分割準備会社2社の設立	平成27年11月2日
吸収分割契約承認取締役会	平成27年11月16日
吸収分割契約の締結	平成27年11月16日
吸収分割契約承認時株主總會	平成27年12月17日（予定）
吸収分割の効力発生日	平成28年1月1日（予定）

その他の吸収分割の内容

当社と本件分割準備会社2社が平成27年11月16日にそれぞれ締結しました吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

<当社と株式会社中央経済社分割準備会社との吸収分割契約の内容>

株式会社中央経済社（以下「甲」という。）及び株式会社中央経済社分割準備会社（以下「乙」という。）は、甲の編集関連事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する資産、債務その他の権利義務（以下「本件承継対象権利義務」という。）を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

1. 本契約の定めに従い、甲は、本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）に、会社法第2条第29号が定める吸収分割の方法により、本件事業に関して甲が有する本件承継対象権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 本件分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：株式会社中央経済社
住所：東京都千代田区神田神保町1丁目3番地2

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社中央経済社分割準備会社
住所：東京都千代田区神田神保町1丁目3番地2

第2条（承継対象権利義務）

1. 本件承継対象権利義務は、別紙「本件承継対象権利義務明細」記載のとおりとする。ただし、法令等の規定により本件分割による承継ができないものを除く。
2. 本件承継対象権利義務のうち、その承継について関係官庁その他の第三者の許認可、承諾又は同意等を要するものについては、当該許認可等の取得を、当該承継の停止条件とする。
3. 第1項の規定にかかわらず、本件承継対象権利義務の範囲は、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

4. 本件分割による甲から乙への債務及び義務の承継は、全て重畳的債務引受けの方法による。なお、本件分割により乙へ承継される債務に係る甲及び乙の間における最終的な負担者は乙とし、甲が履行その他の方法により当該債務の全部又は一部を消滅させた場合には、甲は、乙に対して、当該債務を消滅させた限度において求償することができる。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際し、甲に対して本件承継対象権利義務の対価として金銭等を交付しない。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（株主総会の承認）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を招集し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する承認を得る。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく、本件分割を実行する。

第6条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成28年1月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日以後においても、本件事業について競業禁止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理・運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事象が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、前条に基づき本契約が解除された場合、効力発生日の前日までに第5条第1項に定める甲の株主総会の承認が得られなかった場合、本件分割に関して法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかった場合、又は会社法第785条第1項の規定により甲に対して2,000,000株以上の株式買取請求が行われた場合は、何らの手続も要せず失効する。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項、本契約の内容の解釈につき相違のある事項その他本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを決定する。

第12条（合意管轄）

本契約に起因して又は関連して生じた紛争については、まずは甲及び乙が誠実に協議することによりその解決にあたるが、かかる協議が調わない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(別紙) 本件承継対象権利義務明細

本件承継対象権利義務は、本件分割の効力発生の直前時（以下「基準時」という。）において甲の本件事業に属する次の資産、債務、契約その他の権利義務とする。

1. 資産

(1) 流動資産

本事業に属する一切の流動資産。

(ただし、受取手形、売掛金、未収入金、立替金は除く。)

(2) 固定資産

本事業に属する一切の固定資産。

- (3) 上記にかかわらず、基準時において本事業に属する甲の特許、商標、意匠といった知的財産権は、本件分割によって乙に承継されない。ただし、出版契約に付随する著作権については、乙に承継させる。なお、効力発生日以降に乙が本事業を遂行するために必要となる知的財産権については、別途甲及び乙が協議し合意の上、甲が乙に対してその使用を許諾する。

2. 負債

(1) 流動負債

本事業に属する一切の流動負債。

(ただし、支払手形、買掛金、未払金は除く。)

(2) 固定負債

本事業に属する一切の固定負債。

3. 契約

- (1) 本事業に関して甲が締結している売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、出版契約その他の本事業に関する一切の契約(名称の如何及び契約締結方法を問わない。また、上記1.(1)記載の受取手形、売掛金、未収入金、立替金及び2.(1)記載の支払手形、買掛金、未払金は除く。)に基づく権利義務及び契約上の地位。

- (2) 上記にかかわらず、甲が本事業に従事する従業員との間で締結している雇用契約に基づく権利義務及び契約上の地位は、本件分割によって乙に承継されない。ただし、甲は、本事業に従事する甲の従業員を、効力発生日に、甲に在籍させたまま乙に出向させ、効力発生日以降、乙において本事業に従事させる。

4. 許認可等

本事業に関して甲が取得している許認可等のうち、法令上甲から乙への承継が可能であるもの一切。

以上

<当社と株式会社中央経済グループパブリッシング分割準備会社との吸収分割契約の内容>

株式会社中央経済社(以下「甲」という。)及び株式会社中央経済グループパブリッシング分割準備会社(以下「乙」という。)は、甲の販売・校正・製作関連事業(以下「本事業」という。)に関して甲が有する資産、債務その他の権利義務(以下「本件承継対象権利義務」という。)を乙に承継させる吸収分割(以下「本件分割」という。)について、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収分割)

1. 本契約の定めに従い、甲は、本件分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)に、会社法第2条第29号が定める吸収分割の方法により、本事業に関して甲が有する本件承継対象権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

2. 本件分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。

(1) 吸収分割会社(甲)

商号：株式会社中央経済社

住所：東京都千代田区神田神保町1丁目3番地2

(2) 吸収分割承継会社(乙)

商号：株式会社中央経済グループパブリッシング分割準備会社

住所：東京都千代田区神田神保町1丁目3番地2

第2条(承継対象権利義務)

1. 本件承継対象権利義務は、別紙「本件承継対象権利義務明細」記載のとおりとする。ただし、法令等の規定により本件分割による承継ができないものを除く。

2. 本件承継対象権利義務のうち、その承継について関係官庁その他の第三者の許認可、承諾又は同意等を要するものについては、当該許認可等の取得を、当該承継の停止条件とする。

3. 第1項の規定にかかわらず、本件承継対象権利義務の範囲は、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

4. 本件分割による甲から乙への債務及び義務の承継は、全て重畳的債務引受けの方法による。なお、本件分割により乙へ承継される債務に係る甲及び乙の間における最終的な負担者は乙とし、甲が履行その他の方法により当該債務の全部又は一部を消滅させた場合には、甲は、乙に対して、当該債務を消滅させた限度において求償することができる。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際し、甲に対して本件承継対象権利義務の対価として金銭等を交付しない。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（株主総会の承認）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を招集し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する承認を得る。

2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく、本件分割を実行する。

第6条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成28年1月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日以後においても、本件事業について競業禁止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理・運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事象が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、前条に基づき本契約が解除された場合、効力発生日の前日までに第5条第1項に定める甲の株主総会の承認が得られなかった場合、本件分割に関して法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかった場合、又は会社法第785条第1項の規定により甲に対して2,000,000株以上の株式買取請求が行われた場合は、何らの手続も要せず失効する。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項、本契約の内容の解釈につき相違のある事項その他本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを決定する。

第12条（合意管轄）

本契約に起因して又は関連して生じた紛争については、まずは甲及び乙が誠実に協議することによりその解決にあたるが、かかる協議が調わない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(別紙) 本件承継対象権利義務明細

本件承継対象権利義務は、本件分割の効力発生の直前時（以下「基準時」という。）において甲の本件事業に属する次の資産、債務、契約その他の権利義務とする。

1. 資産

(1) 流動資産

本事業に属する一切の流動資産。
(ただし、受取手形、売掛金、未収入金、立替金は除く。)

(2) 固定資産

本事業に属する一切の固定資産。

(3) 上記にかかわらず、基準時において本事業に属する甲の特許、商標、意匠といった知的財産権は、本件分割によって乙に承継されない。ただし、出版契約に付随する著作権については、乙に承継させる。なお、効力発生日以降に乙が本事業を遂行するために必要となる知的財産権については、別途甲及び乙が協議し合意の上、甲が乙に対してその使用を許諾する。

2. 負債

(1) 流動負債

本事業に属する一切の流動負債。
(ただし、支払手形、買掛金、未払金は除く。)

(2) 固定負債

本事業に属する一切の固定負債。

3. 契約

(1) 本事業に関して甲が締結している売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、出版契約その他の本事業に関する一切の契約(名称の如何及び契約締結方法を問わない。また、上記1.(1)記載の受取手形、売掛金、未収入金、立替金及び2.(1)記載の支払手形、買掛金、未払金は除く。)に基づく権利義務及び契約上の地位。

(2) 上記にかかわらず、甲が本事業に従事する従業員との間で締結している雇用契約に基づく権利義務及び契約上の地位は、本件分割によって乙に承継されない。ただし、甲は、本事業に従事する甲の従業員を、効力発生日に、甲に在籍させたまま乙に出向させ、効力発生日以降、乙において本事業に従事させる。

4. 許認可等

本事業に関して甲が取得している許認可等のうち、法令上甲から乙への承継が可能であるものの一切。

以上

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算出根拠
該当事項はありません。

(5) 吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社中央経済社 (平成28年1月1日付で、「株式会社中央経済社分割準備会社」より商号変更予定)
本店の所在地	東京都千代田区神田神保町1丁目31番地2
代表者の氏名	代表取締役社長 山本 継
資本金の額	100百万円
純資産の額	100百万円
総資産の額	100百万円
事業の内容	編集関連事業等

商号	株式会社中央経済グループパブリッシング (平成28年1月1日付で、「株式会社中央経済グループパブリッシング分割準備会社」 より商号変更予定)
所在地	東京都千代田区神田神保町1丁目31番地2
代表者の氏名	代表取締役社長 山本 憲央
資本金の額	100百万円
純資産の額	458百万円
総資産の額	620百万円
事業の内容	販売・校正・製作関連事業等

上記純資産及び総資産の額は平成27年9月30日現在の貸借対照表を基準に算出したものであり、実際の額とは異なる可能性があります。

以上